

## 長野県地方税滞納整理機構の広域連合長選挙に関する規則

平成23年1月4日

### 長野県地方税滞納整理機構規則第4号

(趣旨)

第1条 長野県地方税滞納整理機構（以下「広域連合」という。）の広域連合長の選挙については、長野県地方税滞納整理機構規約（以下「規約」という。）第12条第1項から第3項までに規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(選挙長)

第2条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合の事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

(選挙立会人)

第3条 選挙長は、広域連合の職員又は構成団体（規約第2条の構成団体をいう。以下同じ。）の職員の中から、本人の承諾を得て、2人以上の選挙立会人を選任し、第4条の規定により告示された不在者投票の開始日前日までに、本人に通知しなければならない。

(選挙期日等の告示)

第4条 広域連合長の選挙を行うときは、選挙長は、選挙の期日、立候補の受付日時及び不在者投票の方法を、少なくとも選挙の期日の7日前に告示しなければならない。

(立候補の届出)

第5条 広域連合長の候補者になろうとする構成団体の長は、当該選挙の告示があった日に、郵便等によることなく、選挙候補者届出書（様式第1号）でその旨を当該選挙長に届け出なければならない。

(投票)

第6条 投票は、1人1票に限る。

2 構成団体の長は、投票用紙(様式第2号)に広域連合長の当選人とすべき者1人の氏名を自書して、投票しなければならない。

(選挙委員会が定める場所における投票)

第7条 選挙長は、規約第12条第2項の場所において行う選挙の投票に、2人以上の選挙立会人を立ち合わせなければならない。

2 前項の投票は、選挙の当日の午前8時30分から午後5時までに行わなければならない。

(不在者投票)

第8条 構成団体の長で選挙の当日公務等に従事すると見込まれる者（以下「投票時不在者」という。）の投票については、規約第12条第2項の規定にかかわらず、第4条の規

定により告示された不在者投票の開始日から選挙の期日の前日までの間に、その現在する場所において行う。

- 2 選挙長は、構成団体の税務担当課長等の職にある者を本人の承諾を得て、不在者投票管理者として充てる。
- 3 選挙長は、事前に構成団体の不在者投票管理者へ投票用紙及び投票用紙送致用封筒（様式第3号）を送付する。
- 4 投票時不在者は、投票用紙を投票用紙送致用封筒に入れて封緘し、不在者投票管理者が選挙期日の午後5時までに選挙長に到着するように送致、又は送付しなければならない。

（選挙会）

第9条 選挙長は、2人以上の選挙立会人の立会いのもとに、選挙会を開いて投票を点検し、当選人を決定しなければならない。

- 2 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。
- 3 選挙会は、広域連合の事務所で開く。

（無効投票）

第10条 広域連合長の選挙の投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 一投票中に2人以上の広域連合長の当選人とすべき者の氏名を記載したもの
- (3) 広域連合長の当選人とすべき者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。
- (4) 広域連合長の当選人とすべき者の氏名を自書しないもの
- (5) 広域連合長の当選人とすべき者の何人を記載したかを確認し難いもの

（当選人）

第11条 当選人は有効投票の最多数を得た者とする。

- 2 当選人を決定するに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。
- 3 候補者が1人であるとき又は1人となったときは、その者を当選人とする。
- 4 選挙長は、当選人が決定したときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。
- 5 選挙長は、当選人に速やかに当選証書を交付する。

（選挙結果の通知）

第12条 選挙長は、選挙の結果を直ちに構成団体の長に対して通知しなければならない。

（任期の起算）

第13条 広域連合長の任期は、第11条の規定により当選人を決定した日から起算する。ただし、任期満了による選挙が広域連合長の任期満了の前に行われた場合において、前

任の長が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の長が欠けたときはその欠けた日の翌日から、それぞれ起算する。

(広域連合長が欠けた場合等の繰上補充)

第14条 広域連合長が欠け、又はその退職の申立があつた場合において、第11条第2項の規定の適用を受けた得票数で当選人とならなかつたものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を決定しなければならない。ただし、広域連合長が所属団体の任期満了により欠ける場合には、この項の規定は適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式第1号) (第5条関係)

## 選挙候補者届出書

ふりがな 候補者	
住 所	長野県 番地
生年月日	年 月 日 (満 歳)
公職の種類	
選 挙	年 月 日執行 長野県地方税滞納整理機構広域連合長選挙

上記のとおり立候補の届出をします。

平成 年 月 日

氏 名 印

---

長野県地方税滞納整理機構広域連合長選挙長 殿

(様式第2号) (第6条関係)

氏 名
年 月 日 執行
長野県地方税滞納整理機構広域連合長選挙投票用紙
○注 意
印
広域連合長とすべき者の氏名は、欄内に一人書くこと。

(様式第3号) (第8条関係)

年 月 日 執行

長野県地方税滞納整理機構広域連合長選挙

投票用紙送致用封筒

